

私立幼稚園特別支援教育事業費補助金交付要綱

昭和 58 年 11 月 17 日

58 総学一第 365 号

総務局長決定

第 1 趣 旨

この要綱は、東京都私立学校教育助成条例（昭和 53 年東京都条例第 10 号。以下「条例」という。）第 4 条及び地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 232 条の 2 の規定に基づき、障害児の就園する都内の私立幼稚園又は私立幼保連携型認定こども園における特別支援教育の振興・発展を図るため、東京都が交付する私立幼稚園特別支援教育事業費補助金（以下「補助金」という。）について必要な事項を定めるものとする。

第 2 定 義

この要綱において、障害児とは、満 3 歳から小学校就学の始期に達するまでの幼児で、心身に何らかの障害を有し、次のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条第 1 項に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者
- (2) 東京都愛の手帳交付要綱（昭和 42 年 3 月 20 日付 42 民児精発第 58 号）に規定する愛の手帳の交付を受けている者
- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 45 条第 2 項に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
- (4) 東京都児童相談所又は東京都心身障害者福祉センター等において障害児と判定された者
- (5) 医師の診断により障害児と診断された者

第 3 補助対象者

補助金の交付の対象となる者（以下「私立幼稚園等設置者」という。）は、第 4 に規定する補助対象施設の設置者であって、次に掲げる者とする。

(1) 私立幼稚園を都内に設置する学校法人（学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号。以下「学校教育法」という。）附則第 6 条の規定により幼稚園を設置する者及び私立幼稚園教育振興事業費補助金交付要綱実施細目（平成 13 年 10 月 12 日付 13 生文私振第 494 号生活文化局長決定）の規定に準ずる者を含む。）

(2) 幼保連携型認定こども園を都内に設置する学校法人（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 66 号。以下「新認定こども園法」という。）附則第 4 条の規定により幼保連携型認定こども園を設置するものを含む。）

2 暴力団員等（東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号。以下「暴排条例」という。）第 2 条第 3 号に規定する暴力団員及び同条第 4 号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）及び次に掲げる団体は、この要綱に基づく補助金の交付の対象としない。

- (1) 暴力団（暴排条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）
- (2) 法人その他の団体の代表者、役員並びに評議員及び教職員等又は使用人

その他の従業者若しくは構成員に暴力団員等に該当する者があるもの

第4 補助対象施設

この補助金の対象となる施設（以下「私立幼稚園等」という。）は、補助金交付年度の5月1日現在において障害児が在園し、特別支援教育に積極的に取り組み、かつ、保護者の負担軽減に努めていると認められる以下に掲げる施設とする。

- (1) 学校法人が設置する私立幼稚園（学校教育法附則第6条の規定により設置された私立の幼稚園であって、学校法人化事業計画書を別に定める日までに提出し、知事が当該幼稚園を学校法人によって設置されることが適当であると認定したものを含む。）又は私立幼保連携型認定こども園。ただし、私立特別支援学校等経常費補助金の対象となる私立幼稚園等を除く。
- (2) 学校教育法附則第6条の規定により設置された私立幼稚園（(1)に定める場合を除く。）又は新認定こども園法附則第4条の規定により設置された私立幼保連携型認定こども園。

第5 補助対象経費

補助金の交付の対象となる経費は、私立幼稚園等における特別支援教育の教育条件の維持・向上に資するための経費とする。ただし、国又は地方公共団体等の他の補助金の対象となる補助事業に要する経費を除くものとする。

第6 補助金の額の算定

補助金の額は、補助金交付年度の5月1日現在において在園する障害児（以下「補助対象幼児」という。）の数に、当該年度ごとに定める補助単価を乗じて得た額とする。ただし、幼保連携型認定こども園における補助対象幼児は、別表に掲げる認定こども園の類型に応じた子どもの支給認定の区分に該当する者とする。

第7 補助金の交付申請

補助金の交付を受けようとする私立幼稚園等設置者は、補助対象幼児の保護者の同意を得て、交付申請書その他必要とする書類を提出しなければならない。

第8 補助金の交付の決定及び通知

知事は、第7の申請があった場合において、その内容を審査し、補助の目的に適合すると認めたときは、補助金の交付を決定するとともに私立幼稚園等設置者に対しその結果を通知するものとする。

- 2 知事が認めた場合には、補助を受けようとする者が、第3 2に規定する暴力団員等であるか否かの確認のため、警視庁へ照会する。

第9 申請の撤回

補助事業者は、補助金の交付決定の内容又は条件に異議があるときは、交付決定受領の日から14日以内に申請の撤回をすることができる。

第10 交付の条件

補助金の交付の決定に当たっては、補助金の交付の目的を達成するため次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 補助金の交付を決定された私立幼稚園等設置者（以下「補助事業者」という。）は、この補助金の趣旨を理解し、障害児の就園上の保護者負担の軽減を図ること。
- (2) 補助金は、この交付の決定の内容及びこれに付した条件に従って使用する

ること。

- (3) 補助事業は、補助金交付年度の4月1日から翌年3月31日までに完了しなければならないこと。この期間中に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかにその理由その他必要な事項を文書により知事に報告しその処理について指示を受けなければならない。
- (4) 補助事業者が次の事項の一に該当する場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。ただし、ア及びイに掲げる事項のうち軽微なものについては、この限りでない。
 - ア 補助事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。
 - イ 補助事業の内容を変更しようとするとき。
 - ウ 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。
- (5) 補助事業者が補助事業により取得した設備は、補助事業者の定める管理規程に基づき、善良なる管理者の注意をもって管理しなければならないこと。
- (6) 知事が東京都職員をして、この補助事業についての関係書類及び物件を調査させた場合又は補助事業の遂行状況その他必要な事項について報告を命じた場合は、補助事業者は、これに応じなければならないこと。
- (7) 知事は、(6)による調査又は報告により、補助事業が交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、これに従って遂行すべきことを命ずるものとする。
- (8) 補助事業者が(7)の命令に違反したときは、知事は、この補助事業の遂行について一時停止を命ずることがあり、この場合においては、補助事業者は、指定する期日までに交付決定の内容及びこれに付した条件に適合させるための措置を採らなければならない。
- (9) 次の各号のいずれかに該当した場合は、その後の助成を一時停止し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができること。
 - ア 私立幼稚園等を廃止し、又は授業を長期間停止したとき。
 - イ 私立幼稚園等の経営上不都合なことがあったとき。
 - ウ 法令の規定又は寄附行為に違反したとき。
 - エ その他助成の目的を達成することが困難であると認められるとき。
- (10) 補助事業者は、第7または第11の規定により提出した書類の内容に錯誤があることが判明した場合は、速やかにその内容について文書により知事に報告しなければならない。
- (11) 上記のほか、知事が特に必要と認める場合は、条件を付することができること。

第11 実績報告

補助事業者は、この補助金に係る事業が完了したときは、実績報告書を補助金交付年度の翌年度の5月末日までに知事に提出しなければならない。

第12 補助金の額の確定

知事は、第11の規定による実績報告書の審査及び必要に応じて行う調査により補助事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合していると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知する。

第13 是正のための措置

知事は、第12の規定による審査又は調査により補助事業の成果が補助金の交付決定の内容若しくはこれに付した条件又はこの要綱に定める事項に適合しないと認めるときは、これに適合させるための措置を命ずることができる。

第14 決定の取消し

知事は、この補助金の交付の決定を受けた補助事業者が、次の各号の一に該当した場合は補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けた場合
- (2) 補助金を他の用途に使用した場合
- (3) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反した場合
- (4) 条例第6条第1項の各号の一に該当する場合
- (5) 本要綱に基づく知事の処分又は指示に違反した場合
- (6) 第7又は第11の規定により提出した書類に、不実の記載があった場合
- (7) 補助事業者（法人その他の団体にあつては、代表者、役員並びに評議員及び教職員等又は使用人その他の従業者若しくは構成員を含む。）が、暴力団員等に該当するに至った場合
- (8) 第10（10）に規定する報告を受けた場合
- (9) その他やむを得ないと認められる特別な事情が生じた場合

2 1の規定は、第12の規定による補助金の額の確定があつた後においても適用することができるものとする。

第15 補助金の返還

知事が、第14の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助事業者は、知事が指定する期日までに、当該取消額を返還しなければならない。

2 知事が、第12の規定により補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、補助事業者は、知事が指定する期日までに、当該超過額を返還しなければならない。

第16 違約加算金及び延滞金

知事が、第14(1)から(7)までの規定により、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、補助金の返還を命じたときは、補助事業者は、当該補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額の控除した額）につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（百円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

2 知事が、補助事業者に対し補助金の返還を命じた場合において、補助事業者がこれを納期日までに納付しなかったときは、補助事業者は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（百円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

第17 他の補助金等の一時停止等

知事は、補助事業者に対し補助金の返還を命じ、補助事業者が当該補助金、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、補助事業者に対して交付すべき他の補助金等があるときは、当該未納の補助金等の額の限度にお

いて、その交付を一時停止し、又は当該補助金等と未納付額とを相殺することができる。

第18 関係書類等の整備

補助事業者は、この補助事業を明確にするため関係書類等を整備し、補助金交付年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

第19 その他

この要綱に定めるもののほか、補助金の交付については、東京都私立学校教育助成条例、東京都私立学校教育助成条例施行規則及び東京都補助金等交付規則の定めるところによる。

第20 様式

この要綱に定める交付申請書等の様式は別に定める。

附 則

この要綱は、昭和58年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、昭和59年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成9年度の補助金から適用する。

附 則（13生文私振第459号）

この要綱は、平成13年度の補助金から適用する。

附 則（14生文私振第1032号）

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（16生文私振第91号）

この要綱は、平成16年度の補助金から適用する。

附 則（18生文私振第1462号）

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（20生文私振第285号）

この要綱は、平成20年度の補助金から適用する。

附 則（21生文私振第42号）

この要綱は、平成21年度の補助金から適用する。

附 則（23生私振第1123号）

この要綱は、平成23年度の補助金から適用する。

附 則（２６生私振第８６２号）

この要綱は、平成２６年度の補助金から適用する。

附 則（２７生私振第１２７１号）

この要綱は、平成２７年度の補助金から適用する。

別 表

幼保連携型認定こども園の類型		子供の支給認定の区分(子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第19条第1項各号)
就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(平成24年法律第66号)附則第3条第1項による見なし認可を受けた幼保連携型認定こども園	旧接続型	1号及び2号
	旧並列型	1号
平成27年度4月1日以降に、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第17条第1項の設置の認可を受けた幼保連携型認定こども園		1号